

岩手県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人三秋会	一関市中央町二丁目4番2号	なのはなヘルパーステーション	一関市宮前町5番27号	一関市山目字館64番地7	平成21年3月20日
有限会社ヤマフジ	一関市散田43番地2	訪問介護ステーションこころ	一関市滝沢字宮田51番地12	一関市散田43番地2	平成27年7月1日
株式会社ケアサポート岩手さくら会	盛岡市松園一丁目12番1号	さくら会一関訪問介護事業所さくら	一関市山目字中野74番地中野アパート2号室	一関市山目字泥田16番地1	平成31年1月21日
株式会社Myケア	一関市花泉町花泉字下北浦29番地1	Myケアサービス	一関市花泉町花泉字下北浦29番地1	一関市花泉町金沢字上寺袋61番地2	平成27年4月1日